

森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書

森林は、国土保全のほか地球温暖化防止、生物多様性の保全、生態系の維持など、多面的機能を有している。

特に、「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向けて、我が国の二酸化炭素吸収量の9割以上が森林による吸収量であり、森林への期待が高まっていることから、さらなる森林吸収源対策の促進が必要である。

しかしながら、山村地域における過疎化及び高齢化の進行による林業就業者の減少により、林業及び木材産業の生産活動の停滞や、多面的機能の低下が懸念されている。

また、戦後造林された人工林は本格的な利用期を迎えており、早急に国産材の供給体制を強化することが求められている。

このため、林業及び木材産業の活性化に向けた取組が極めて重要となっている。

よって、国におかれては、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 間伐、路網の整備、伐採後の再造林などの森林整備事業、山地災害の復旧・予防、流木対策や保安林の保全管理等の治山事業を推進するための予算を十分に確保すること。
- 2 森林環境譲与税については、これまでの取組の実態を踏まえ、より効果的に活用されるよう、森林整備が必要な自治体に手厚く配分するなど譲与基準の在り方について検討すること。
- 3 林業及び木材産業の担い手の確保・育成、木材加工流通施設の整備、高性能林業機械の導入、資源・生産管理へのICT活用及び路網整備に対する支援等により、木材の安定的な供給体制の構築と生産性向上を図り、林業及び木材産業を成長発展させること。
- 4 本格的な利用期を迎えた国産材のさらなる需要拡大を図るため、関係省庁と連携して公共建築物や民間の中高層建築物の木造化・木質化、直交集成板（CLT）を活用した建築物の整備、木質バイオマスのエネルギー利用等を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣

} 様